

「インボイス制度にかかる窓口相談」 の設置について

来年、令和5年10月1日から開始されるインボイス制度に関する理解・登録がされてみない事業所様がみえるかと存じます。

今回、インボイス制度の内容、登録有無によるメリット・デメリットなどの質問にお応えすべく専門家による窓口相談を設置します。

○適格請求書等保存方式(インボイス制度)を令和5年10月1日から登録を受けるためには、令和5年 9月30日までに申請手続きを行なう必要があります。

○日 時 令和5年 3月15日(水)、23日(木)、28日(火)
4月 4日(火)、13日(木)、19日(水)、27日(木)

※各日とも午前10時～午後4時まで開催【1事業所1時間を予定】

○内 容

1. インボイス制度の制度内容
2. インボイス制度の登録に関する
メリット・デメリット
3. その他インボイス制度に関する相談

○場 所 清須市商工会館 3階研修室 (清須市清洲一丁目6番地1)

○定 員 各日、5事業所 ★事前予約制：お電話にて受付します。

○講 師 税理士：福田 裕文先生・金子 久稔氏 ※各日、1名にて相談に応じます

○連絡先：清須市商工会 TEL：(052) 400-3008